

# 平成27年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成27年7月22日

7月22日（水）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第7 報告第2号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について  
日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について  
日程第10 報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂

28番	高	木	彌	29番	大	堀	潔
30番	高	木	重樹	31番	高	木	哲吉
32番	栗	林	利男	33番	菅	谷	晁
34番	伊	藤	寛	35番	椿	康	弘
36番	本	宮	敏雄	37番	宮	負	厚美
38番	菱	木	重雄	39番	小	倉	新一
40番	多	田	晃一	41番	大	須賀	常政
42番	三	橋	和男	43番	小	林	一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

7番 石橋 新一郎

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	越	川	泰	克					

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、18番 高木甚一委員、28番 高木 彌委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番及び2番は関連案件であります。

譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、賃借権設定により農地を借り受けるものであります。

整理番号3番 譲受人が自作地の隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が以前より借地している農地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に隣接している申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、相続不在人の農地を相続財産管理人の弁護士により処分するのであります。

整理番号9番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、賃借権設定により農地を借り受けるものであります。

整理番号11番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号12番、譲渡人が農業廃業のため、農業経営規模拡大を図る知人の譲受人に贈与するものでございます。

以上、12件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 林 弘委員。

2 1 番林委員 議案第 1 号 去る、7 月 14 日、火曜日午後 1 時 30 分より市役所 3 階 301 会議室において、第 4 班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第 3 条の案件は 12 件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第 1 号については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、議席番号 1 番 伊藤委員。

1 番伊藤委員 整理番号 1 番、2 番について、関連がありますので一括して、説明をいたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地の賃借権設定を行うものであります。

法人の構成員は、大規模に農業経営を行っており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、3 番について、15 番 篠塚委員。

1 5 番篠塚委員 整理番号 3 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため申請地を売買にて譲り受けるものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、4 番について、19 番 野平委員。

1 9 番野平委員 整理番号 4 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営基盤強化促進法により賃借している申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、22番 宮田委員。

22番宮田委員 5番について、ご説明申し上げます。

両者合意による売買でありまして、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものであります。問題ありません。この方は、58アールしかないんですけど、お父さんがまた別に100アール程あります。問題ないと思います。

議 長 次に、6番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号6番について、ご説明申し上げます。

申請書類及び現地調査の結果、この申請は、譲受人が規模拡大を図るためのものであり、しかも認定農業者であり、かつ大規模農業者の方です。

譲渡人は、相続により農地を取得したものであります。このようなことから、取得要件を満たしており今後の農地の良好な維持管理が見込まれます。したがって、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番、10番の2件について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、まず整理番号9番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今

後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号 10 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地の賃借権設定を行うものであります。

法人の構成員等は、現在も農業を行っており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件等も満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、11 番について、37 番 宮負委員。

37 番宮負委員 整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、12 番について、42 番 三橋委員。

42 番三橋委員 整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人は農業廃業のため知人の譲受人に贈与するものであり、譲受人は農繁期には臨時で人を雇い大規模に農業経営を行っております。

取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。



---

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番及び2番は関連案件であります。

譲渡人が当初、仕事上の関係で申請地に専用住宅を建築して転居する予定でしたが、事情により転居する必要がなくなったため、譲受人に承継するものであります。

なお、承継者も専用住宅用地として利用する計画であり、議案第4号の整理番号8番に関連するものであります。

以上、2件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第2号、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更申請案件は2件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番、2番については、農地法第5条の許可の規定による計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、43番 小林委員。

43番小林委員 整理番号1番、2番は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

最初に場所ですが、〇〇より〇〇方面に向かい〇〇〇〇先、〇〇〇〇の前交差点を左に〇

キロ位入った辺りでございます。

当初計画人は昭和 60 年に専用住宅用地、平成 4 年に物置用地として農地法第 5 条の許可を受けましたが、仕事の都合で申請地へ転居することができなくなり、承継人に譲渡することとございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、計画変更承認相当の意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成 27 年 7 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号 1 番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、傾斜地で農地としては耕作不便のため、太陽光発電施設用地に転用して有効利用を図るものであります。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第

2種農地と判断されます。

整理番号2番、進入路用地とのことです。

申請者は、申請地の隣地にある宅地に専用住宅を建てる計画であり、宅地への進入路を新たに設置するための転用であります。

なお、申請地は第1種農地ですが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため問題はないと判断いたします。

以上の2件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第3号、提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

このうち、整理番号1番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号1番について実効性等問題はないとの意見でありました。

また、ほかの案件についても、農地法第4条第1項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明いたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番について、21番 林 弘委員。

21番林委員 整理番号1について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

この申請は始末書付きの案件で、再生可能エネルギーを生産し地球温暖化対策に貢献するため太陽光発電施設を設置するものであります。

隣接農地所有者への説明もしてありまして、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 申請者は自宅を新築するにあたり、申請地を進入路として使用することです。

隣接農地所有者への説明してあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で、太陽光発電用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として農地以外の山林との一体開発であり、当該農地部分の面積が全体面積の3分の1を超えないに該当するため、問題はないと判断いたします。

なお、他法令関係では林地開発面積が1ヘクタール以上のため、林地開発許可申請も申請済みであります。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で、農産物加工場用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域内ではありますが、平成27年7月7日付けで、農振法第8条第4

項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するために軽微変更されており、問題はないと判断します。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4号、転用を伴う所有権移転で進入路及び排水施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で農業用施設及び駐車場用地とのことです。

申請地は、農振農用区域内ではありますが、平成27年6月4日付けで、農振法第8条第4項に規定にする農用地利用計画において指定された用途に供するために軽微変更されており、問題はないと判断します。

整理番号7番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

以上、8件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第4号、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号1番、5番、6番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号1番、5番、6番については実効性等問題ないとの意見でありました。

また、ほかの案件についても、農地法第5条第1項の許可要件を満たしているものと考えられます。許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当農業委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1について、説明いたします。

譲受人は太陽光発電を行うことで地球温暖化対策に貢献し、非常用電源機能で地域貢献するため転用を行うものです。

雨水は調整池を設定し、豪雨時には〇〇川に水路経由で放流とのことで、水利組合の同意もあります。

地元説明会も開催されて、隣接農地は譲渡人の所有で問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、香取市の〇〇〇〇より〇へ〇キロ位の位置にあります。近くに〇〇〇〇〇という会社があり6月総会に同番の字〇〇〇〇-の〇番に作業場6棟を行い〇〇〇〇の中にありますおじが立ち上げたすぐ隣の土地でございます。

譲受人は、規格外の農作物を加工し、新しい商品とすることを経営理念としており、収穫した野菜の袋詰めなどを行う加工場を建築するとのことです。

上水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理するとのことです。

隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、3番について、13番 高城委員。

1 3 番高城委員 整理番号3について、現地調査等行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、現在借家住まいであり、今回申請地を譲り受けられることとなり、住宅を建築するものです。

用水は水道、雨水は浸透枳で処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、既存の埋設管へ接続とのことです。

隣接農地は自己・家族の所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、16番 浅野委員。

1 6 番浅野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇より〇〇〇〇、〇〇〇〇ということで〇〇の近隣でございます。

この申請は始末書付きの案件で、申請地を住宅への進入路として使用するとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、33番 菅谷委員。

3 3 番菅谷委員 譲受人は、太陽光発電事業のため土地を探していたところ、譲渡人から地上権の設定を受けることができるとなり、申請に至ったものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もされており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、34番 伊藤委員。

3 4 番伊藤委員 整理番号6について、現地調査等を行った結果を報告させていただきます。

場所の説明ですけれども、〇〇への交差点、〇〇号線上でございますが、〇〇への交差点より〇〇〇〇方面へ約〇〇メートル行きまして、進行方向右側の畑でございます。

申請者は、現在営業中の店舗、工場敷地が公共事業により狭くなったので、隣接地利用の

ため申請にいたったものであります。駐車場と野菜コンテナ置場とする計画でございます。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと思われま

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、7番について、40番 多田委員。

40番多田委員 7番、説明します。

場所は、〇〇〇〇線〇〇〇〇、〇〇の〇〇がござい

ます。手前の左側の道路すぐ入った所でございます。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが、今回実家の隣接地に住宅を新築するというこ

とです。

用水は上水道、雨水は浸透枳処理で、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流とのこと

です。

隣接農地所有者への説明もしてありますし、資金計画・造成計画についても適切であると思われ

ることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たして

おります。特に問題ないと判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 次に、8番について、43番 小林委員。

43番小林委員 8番について、調査を行った結果を説明申し上げます。

場所としましては、先ほど5条の1、2にありました場所でございます。

譲受人は、現在アパートで生活しており、今回実家の両親と同居ができる住宅を建築したいと考

え、申請にいたったものでござい

ます。用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、既存の側溝へ放流とのこと

でございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われ

ますことから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たして

おり、特に問題はないものと考え

ます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



2番坂本委員 すいません、8番と議案第2号の1、2なんですけれど、譲渡人も譲受人も同じで、議案2号の方で計画変更出していますよね。計画変更出して、また、5条で許可を取り直さなければいけないのか。

事務局 今回の計画変更は、当初の転用計画事業者が諸事情により転用計画を断念したことにより、新たな転用計画事業者へ承継するため5条計画変更許可申請により転用計画事業者の継承を行い、申請地は既に所有権移転されているため、前転用計画事業者と承継人による5条の所有権移転を伴う転用許可申請が必要となるためであります。

2番坂本委員 ちょっとよくわからないですけど、自分なりにもちょっと説明しますが、譲渡人がAという人から以前に譲渡人が5条で取得した土地なんですか。譲渡人が以前に所有権移転で移転計画が必要が無くなり、承継者が譲受人だという。だから、ここで農転するのが最終的には譲受人が住むので一応申請が必要だと。はい、わかりました。どうも、すいませんでした。

議長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め。

平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第4次農用地利用集積計画1番から22番までの申請であります。議案書の11ページ～19ページでございます。

所有権移転、5件、20,474㎡で、このうち田が2,643㎡、畑が17,831㎡であります。

賃借権の設定、新規 17 件、67,342.88 m<sup>2</sup>で、このうち田が 61,701.88 m<sup>2</sup>、畑が 5,641 m<sup>2</sup>であります。

なお、これについての整理番号の 18 番と 19 番について、補足の説明をさせていただきます。

今回の〇〇〇〇 〇〇〇〇が借り受ける〇〇地区の 16,162.94 m<sup>2</sup>の農地については現在荒廃が進んでいる状態であるため、国及び県の補助金と〇〇〇〇 〇〇〇〇の自己負担より再生作業を行います。

この地域は変形した水田や 50 m<sup>2</sup>以下の水田が点在している状態であるため、公図のとおり再生しても作業効率が極めて低く将来的に再び荒廃していくことが確実であると予想されるため関係有志の要望もあり、登記等はそのままでありますが再生作業と同時に、簡易な圃場整備を行い、なるべく整った圃場の大きな水田として補田する予定でございます。

なお、このことに関しての事項につきましては、関係地主全員から既に承諾を受けております。

以上で、補足の説明をさせていただきました。

以上、22 件の第 4 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく、ご審議ほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第 6 報告第 1 号から報告第 5 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、6件であります。

報告第2号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第3号 軽微な農地改良について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定による同計画に係る軽微な変更について、香取市長より通知があったので報告する。平成27年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1件であります。

以上、報告申し上げます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人